

諮問庁：検事総長

諮問日：令和7年1月23日（令和7年（行個）諮問第15号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行個）答申第73号）

事件名：本人に係る特定期間の記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、刑事事件の受理・処理の過程で作成・取得された文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とし、その余の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月4日付け○地企第114号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

求める事

原処分の 開示しない 決定を 不服と して 処分の取り消しと 全部開示請求を求める 又 本当に これ以外 （判読不能）作成していないのか？ （判読不能）ではないのか？ 審査求める 私が求める記ろくの中には そうさと また 何の関係のない物事 又 （判読不能）に （判読不能）記ろく（判読不能） 等それら送（判読不能）や 対応しないなど 事務官や 特定地方検察庁 これまで した事が 支部で 対応かえたなら 憲法違反 や 中立公平性 又 その中には 検事が（判読不能）されて いる検事正もふくまれており 歴史的価値のある物になると考える 又 それら 他の文書をも共有している 憲法上の知る権利や 裁判受ける権利 に 違反する 又 それら 関係のない 発送記ろくや 検事正が 本件（判読不能） も 単なる （判読不能）であり これら

刑訴法53条の2項に なるとは思えず 法の拡大かいしゃくである なんでもかんでも これにふくまれる 物では ない と考える 又 これら持っていないのなら 公文書管理法 などに 反する物である これら保有してないのか 調査審査を求める

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙の1（本件請求保有個人情報）のとおりである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、別紙の2の理由を示して、不開示決定（原処分）をした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めているものと解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 本件開示請求のうち、本件対象保有個人情報1の開示を求める部分については、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すること

「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外について規定しているところ、この規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、刑訴法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規

定していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である。

以上を前提として検討すると、本件開示請求は、審査請求人が特定地方検察庁及び特定支部の職員に対して告訴に関する問い合わせ等をした際に作成され、又は取得された書類に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解されるところ、これらは、告訴の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報、すなわち刑事事件に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であることから、本件開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであることは明らかである。

(3) 本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2について

ア 本件対象保有個人情報2の不存在について

本件開示請求は、別紙の1に「特定地方検察庁と特定支部に残る私に関する全記録」とあることから、訴訟に関する書類に含まれない行政文書に記録された保有個人情報についても開示請求の対象に含まれる。

そこで、本件対象保有個人情報2の有無につき、特定地方検察庁及び特定支部の担当部署内の執務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等を探索したが、これに該当する個人情報の保有は認められなかった。

イ 本件対象保有個人情報2を作成・取得していないことの妥当性について

特定地方検察庁行政文書管理規則9条によれば、「職員は、文書管理者の指示に従い、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）4条の規定に基づき、公文書管理法1条の目的の達成に資するため、特定地方検察庁及び管内区検察庁における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに特定地方検察庁及び管内区検察庁の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされているところ、同規則14条によれば、文書管理者は同規則別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書管理法2条6項の歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとされ、歴史公文書等に該当しないものであっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1

年以上の保存期間を定めるものとされている。

本件対象保有個人情報2である審査請求人からの問合せ等に係る内容は、歴史公文書等には該当しない上、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書にも該当せず、また、特定地方検察庁標準文書保存期間基準で定められた1年以上保存すべき行政文書の類型にも該当しないことから、同規則9条の「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するものと考えられる。

また、一般に、特定事件に関する対応であって、その経緯を文書として作成した場合、訴訟に関する書類として事件記録に編綴されることから、法5章4節の適用の対象となる保有個人情報を含む行政文書が作成されないこともあり得る。

よって、本件開示請求のうち、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」以外の保有個人情報（本件対象保有個人情報2）に関しては、文書管理者の判断により、その情報を含む行政文書を作成又は取得しないことも妥当であって、その結果、対象文書が不存在であることは当然の帰結である。

3 結論

したがって、本件審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして不開示とし、本件対象保有個人情報2について、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1に対する法第5章第4節の規定の適用の可否及び本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報1に対する法第5章第4節の規定の適用の可否に

ついて

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録のほか、不受理とされた告訴等に係る書類も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件請求保有個人情報の内容からすれば、本件対象保有個人情報1は、審査請求人が特定地方検察庁及び特定支部の職員に対して告訴に関する問合せ等をした際に作成され、又は取得された書類に記録された保有個人情報であると解されるから、告訴等の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であって、刑事事件に関して作成又は取得された文書に記録された保有個人情報である。

そうすると、本件対象保有個人情報1は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) この点に関する諮問庁の説明は、上記第3の2(3)のとおりである。

(2) これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記第3の2(3)イの規則を確認したところ、上記の諮問庁の説明に符合する内容であると認められ、審査請求人からの問合せ等については、「処理に係る事案が軽微なもの」に当たるとして、上記問合せ等に係る文書は作成しなかった旨の上記の諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) また、上記第3の2(3)アの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

(4) したがって、特定地方検察庁及び特定支部において、本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認

められ、また、特定地方検察庁及び特定支部において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求保有個人情報

「私が特定年月から 特定地方検察庁 特定支部 特定検事A 特定事務官A 特定事務官Bや文書開示や保存きかんを聞いた事務官 又 特定地方検察庁の特定事務官C 特定検事B 特定事務官D 企画調査課の人にへいごう弁てつ といあせた人など 現在までに特定地方検察庁と 特定支部に残る 私に関する 全記録 そして 特定警察署か特定県警察がといあせた記録 また 告訴受理の所 の仕方や 他の検察庁や 他の地方公共団体に しょうかい といあわせした 記録 ふくむ物 開示請求します メモ 電磁的記録 含む 全ての物」に記録された保有個人情報

2 不開示とした理由

- (1) 本件開示請求のうち、刑事事件の受理・処理の過程で作成・取得された文書に記録された保有個人情報の開示を求める部分については、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、その存否にかかわらず、請求自体からして、法5章4節の適用が除外されるため。
- (2) 本件開示請求のうち、(1)以外の保有個人情報の開示を求める部分については、開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないため。